



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*71	知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例	(人事課).....	4
*72	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(").....	5
*73	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(").....	25
*74	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(").....	26
*75	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(").....	29
*76	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(").....	30
*77	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(").....	31
*78	紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例	(税務課).....	32
*79	和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(港湾空港振興課).....	32
*80	和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例	(").....	33
*81	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	33
*82	市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(").....	42
*83	和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例	(").....	54
*84	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	54
*85	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(").....	60
*86	和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例	(").....	60
*87	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(").....	61

公布された条例のあらまし

◇	知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例
1	条例概要
	知事及び副知事の期末手当の支給割合を引き上げました。(第3条関係)
2	施行期日
	公布の日から施行し、改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定は、平成28年12月1日から適用します。
◇	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
1	条例概要
	和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について次のとおり改定しました。
	(1) 初任給調整手当の上限額を引き上げました。(第20条関係)
	(2) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第24条関係)
	(3) 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第1～別表第3関係)
2	施行期日
	公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、1の(2)を除く1の改正に

係る規定は平成 28 年 4 月 1 日から、1 の (2) の改正に係る規定は同年 12 月 1 日から適用します。

◇ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の退職手当について、雇用保険法の一部改正に伴う規定の整備等を行うこととしました。
(第 13 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

次のとおり改正しました。

(1) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第 1～別表第 6 関係)

(2) 育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、所要の改正を行いました。(第 2 条～第 2 条の 4、第 3 条、第 11 条及び第 33 条関係)

2 施行期日

(1) 公布の日から施行します。ただし、1 の (2) の改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行します。

(2) 1 の (1) の改正規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用します。

◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

育児を行う職員について、早出遅出勤務を行うことができる職員並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限が適用される職員が養育する子の範囲を拡大するとともに、介護を行う職員について、介護のため 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設を行うほか、所要の改正を行うこととしました。(第 8 条の 2、第 8 条の 3、第 11 条及び第 15 条～第 17 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日から施行します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員の給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(第 5 条関係)

(2) 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員の期末手当の支給割合を引き上げました。(第 6 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、1 の (1) の改正に係る規定は平成 28 年 4 月 1 日から、1 の (2) の改正に係る規定は同年 12 月 1 日から適用します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 特定任期付職員の給料表の給料月額及び特定業務等従事任期付職員の給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(第 7 条及び別表第 1～別表第 3 関係)

(2) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を引き上げました。(第 10 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、1 の (1) の改正に係る規定は平成 28 年 4 月 1 日から、1 の (2) の改正に係る規定は同年 12 月 1 日から適用します。

◇ 紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

紀の国森づくり税について、県民税の均等割の税率の特例措置の適用期間を延長するとともに、規定の整備を行いました。(第 2 条、第 3 条及び附則第 3 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

由良港の港湾施設の一部の管理を指定管理者に行わせることとしました。(第 11 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

港湾法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第 8 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第 20 条関係)

(2) 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第 2 及び別表第 3 関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の教育職員の給与に関する条例の規定は、1 の (2) の改正に係る規定は平成 28 年 4 月 1 日から、1 の (1) の改正に係る規定は同年 12 月 1 日から適用します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第 1～別表第 3 関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用します。

◇ 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立伊都高等学校を廃止するとともに、規定の整備を行うこととしました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 2 条の表中「岩出市高塚 1 5 5」を「岩出市高塚 1 1 5」に改める改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第 2 2 条関係)

(2) 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第 2 関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は、1 の (2) の改正に係る規定は平成 28 年 4 月 1 日から、1 の (1) の改正に係る規定は同年 1 2 月 1 日から適用します。

◇ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県新宮警察署の位置を変更することとしました。(本則の表関係)

2 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行します。

◇ 和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 3 条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事項を警務部の事務分掌に加えました。(第 2 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路交通法施行令の一部改正に伴い、運転免許関係事務に係る手数料等の額の改定を行うとともに、規定の整備を行うこととしました。(別表第 2 第 3 4 項及び別表第 3 第 1 5 項関係)

2 施行期日

平成 29 年 3 月 1 2 日から施行します。

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 71 号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第72号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「41万3,300円」を「41万3,800円」に改め、同項第2号中「5万500円」を「5万600円」に改める。

第24条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500

	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
再	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
任	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
用	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
職	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
以	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
外	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
の	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
職	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400				
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700				

員	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200
	94		294,000	341,800	380,700	
	95		294,400	342,300	381,100	
	96		294,800	342,700	381,500	
	97		295,000	342,800	381,800	
	98		295,300	343,300	382,300	
	99		295,700	343,700	382,700	
	100		296,100	344,000	383,100	
	101		296,300	344,300	383,400	
	102		296,600	344,700		
	103		297,000	345,100		
	104		297,300	345,500		
	105		297,500	346,000		
	106		297,800	346,400		
	107		298,200	346,800		
	108		298,500	347,200		
	109		298,700	347,700		
	110		299,100	348,100		
	111		299,500	348,400		
	112		299,800	348,700		
	113		299,900	349,200		
	114		300,200			
	115		300,500			
	116		300,900			
	117		301,100			
	118		301,300			
	119		301,600			
	120		301,900			
	121		302,300			
	122		302,500			

	123		302,800							
	124		303,100							
	125		303,400							
再 任 用 職 員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第 9 項に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 8 条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400

	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
再	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
任	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
用	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
職	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
員	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
以	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
外	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
の	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
職	74	261,200	317,800	387,800		
	75	262,600	318,900	388,400		
	76	263,700	320,000	389,100		
	77	264,800	321,100	389,800		
員	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		

80	268,400	323,900	391,600
81	269,800	325,000	392,200
82	271,100	325,800	392,800
83	272,400	326,500	393,400
84	273,600	327,300	394,000
85	274,700	327,800	394,500
86	275,800	328,300	395,000
87	277,100	328,800	395,500
88	278,300	329,300	396,200
89	279,300	329,600	396,600
90	280,500	330,100	
91	281,600	330,600	
92	282,800	331,100	
93	283,800	331,400	
94	284,800	331,800	
95	285,800	332,300	
96	286,800	332,800	
97	287,300	333,300	
98	288,200	333,800	
99	288,900	334,300	
100	289,800	334,800	
101	290,700	335,300	
102	291,400	335,800	
103	292,100	336,300	
104	292,800	336,800	
105	293,500	337,300	
106	294,000	337,700	
107	294,500	338,200	
108	295,000	338,600	
109	295,200	339,100	
110	295,600	339,500	
111	295,900	340,000	
112	296,200	340,400	
113	296,500	340,900	
114	296,800	341,300	
115	297,100	341,800	
116	297,400	342,200	
117	297,700	342,700	
118	298,100	343,100	
119	298,400	343,500	
120	298,800	343,900	
121	299,100	344,300	

再 任 用 職 員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 (第 8 条関係)

ア 医 療 職 給 料 表 (1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
再	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
任	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700

	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
用	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
職	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
員	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
以	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
外	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
の	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
職	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
員	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	

	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000

再	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
任	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
用	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
職	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
員	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
以	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
外	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
の	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
職	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
員	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		

	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500			
	87		288,900	324,800	345,800			
	88		289,100	325,200	346,100			
	89		289,500	325,600	346,500			
	90		289,700	326,000	346,800			
	91		289,900	326,400	347,200			
	92		290,100	326,800	347,500			
	93		290,500	327,100	347,900			
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			
	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			
	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000

	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
再	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
任	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
用	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
職	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	

	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400
	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800
員	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400
以	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
外	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
	94	280,900	314,200	347,600	365,600	
	95	281,800	314,900	348,300	366,000	
の	96	282,800	315,500	348,900	366,300	
	97	283,600	316,200	349,300	366,900	
	98	284,400	316,500	349,700	367,400	
	99	285,000	317,100	350,200	367,900	
職	100	285,900	317,800	350,600	368,400	
	101	286,700	318,200	351,100	369,000	
	102	287,500	318,800	351,500	369,500	
	103	288,300	319,400	352,000	370,000	
員	104	289,100	320,000	352,400	370,400	
	105	289,800	320,400	352,700	371,000	
	106	290,300	320,900	353,200	371,500	
	107	290,800	321,400	353,600	372,000	
	108	291,300	321,900	353,900	372,500	
	109	291,500	322,300	354,400	373,100	
	110	291,800	322,700	354,900	373,500	
	111	292,000	323,000	355,400	374,000	
	112	292,400	323,300	355,900	374,500	
	113	292,700	323,700	356,400	375,100	
	114	292,900	324,100	356,900	375,500	
	115	293,300	324,500	357,400	376,000	
	116	293,600	324,800	357,800	376,500	
	117	293,900	325,000	358,200	377,100	
	118	294,200	325,300	358,600	377,500	
	119	294,500	325,700	359,100	378,000	
	120	294,900	325,900	359,600	378,500	
	121	295,200	326,100	360,000	379,100	
	122	295,600	326,400	360,500		
	123	295,900	326,700	361,000		

124	296,300	327,000	361,500
125	296,500	327,200	361,800
126	296,700	327,500	
127	297,000	327,900	
128	297,400	328,100	
129	297,600	328,200	
130	297,900	328,500	
131	298,300	328,900	
132	298,700	329,100	
133	298,900	329,400	
134	299,200	329,800	
135	299,600	330,200	
136	299,900	330,600	
137	300,100	330,900	
138	300,400	331,300	
139	300,800	331,700	
140	301,100	332,100	
141	301,300	332,400	
142	301,700	332,800	
143	302,100	333,100	
144	302,400	333,500	
145	302,500	333,800	
146	302,800	334,200	
147	303,100	334,600	
148	303,500	335,000	
149	303,700	335,300	
150	303,900	335,700	
151	304,200	336,100	
152	304,500	336,500	
153	304,900	336,800	
154	305,100		
155	305,300		
156	305,600		
157	305,900		
158	306,200		
159	306,500		
160	306,800		
161	307,200		
162	307,500		
163	307,800		
164	308,100		
165	308,500		
166	308,800		

	167	309,100					
	168	309,400					
	169	309,800					
再 任 用 職 員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第24条第2項の規定を除く。）は平成28年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第73号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第13条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に、「第8項中」を「第11項中」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみ

なしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

- 3 新条例第13条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第13条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第13条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第13条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第13条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第13条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第74号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(4) その養育する子（次条各号に掲げる者を含む。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第 2 条第 4 号イ中「次条第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に、「の 1 歳到達日（）」を「が 1 歳に達する日（イ及び第 2 条の 3 において「1 歳到達日」という。）（）」に改める。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とし、第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業等の対象となる子）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項、第 5 条、第 10 条第 1 項及び第 19 条第 1 項に規定する子には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 8 17 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者
- (3) 児童福祉法第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「第 2 条の 2 第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法第 8 17 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第 11 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が産前の休業を始め、又は出産したことにより当

該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 3 条第 1 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員が第14条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 3 条第 1 号ア若しくはイ又は第 2 号イに掲げる場合に該当することとなったこと。

第33条第 2 項中「という。）」の次に「又は勤務時間条例第15条の 2 第 1 項の介護時間（以下この項及び次項において「介護時間」という。）」を、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間を承認されている時間」を加え、同条第 3 項中「が育児時間」の次に「又は介護時間」を、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間」を加える。

別表第 1 中「149,000」を「150,500」に、「214,000」を「214,400」に、「254,000」を「254,400」に、「273,400」を「273,800」に、「288,500」を「288,900」に、「313,900」を「314,300」に、「355,600」を「356,000」に、「388,700」を「389,100」に、「439,800」を「440,200」に改め、同表備考 2 中「163,200円」を「164,700円」に、「183,300円」を「184,800円」に改める。

別表第 2 中「149,700」を「151,200」に、「199,700」を「201,300」に、「282,300」を「282,700」に、「324,700」を「325,100」に、「383,200」を「383,600」に改め、同表備考 2 中「168,100円」を「169,600円」に改める。

別表第 3 アの表中「253,100」を「255,000」に、「337,400」を「337,800」に、「391,800」を「392,200」に、「464,800」を「465,200」に改め、別表第 3 イの表中「179,200」を「180,700」に、「189,200」を「190,700」に、「242,300」を「242,700」に、「255,700」を「256,100」に、「280,900」を「281,300」に、「321,600」を「322,000」に、「363,800」を「364,200」に改め、同表備考 2 中「208,400円」を「209,900円」に改め、同表備考 3 中「167,900円」を「169,400円」に改め、別表第 3 ウの表中「164,200」を「165,900」に、「203,500」を「205,200」に、「261,400」を「261,800」に、「271,600」を「272,000」に、「287,900」を「288,300」に、「325,000」を「325,400」に改め、同表備考 2 中「212,100円」を「213,800円」に改める。

別表第 4 アの表中「159,800」を「161,400」に、「204,700」を「206,400」に、「329,900」を「330,300」に、「414,000」を「414,400」に改め、同表備考 2 中「179,600円」を「181,200円」に、「200,800円」を「202,400円」に改め、別表第 4 イの表中「159,800」を「161,400」に、「182,300」を「183,900」に、「323,200」を「323,600」に、「404,000」を「404,400」に改め、同表備考 2 中「179,600円」を「181,200円」に、「200,800円」を「202,400円」に改め、同表備考 3 中「204,700円」を「206,400円」に改める。

別表第 5 中「169,900」を「171,600」に、「252,000」を「252,400」に、「256,100」を「256,500」に、「287,400」を「287,800」に、「303,900」を「304,300」に、「318,000」を「318,400」に、「341,600」を「342,000」に、「376,700」を「377,100」に、「408,300」を「408,700」に改め、同表備考 2 中「202,400円」を「204,100円」に改める。

別表第 6 アの表中「159,800」を「161,400」に、「182,300」を「183,900」に、「323,200」を「323,600」に、「404,000」を「404,400」に改め、同表備考 2 中「179,600円」を「181,200円」に、「200,800円」を「202,400円」に改め、同表備考 3 中「204,700円」を「206,400円」に改め、別表第 6 イの表中「159,800」を「161,400」に、「204,700」を「206,400」に、「329,900」を「330,300」に、「414,000」を「414,400」に改め、同表備考 2 中「179,600円」を「181,200円」に、「200,800円」を「202,400円」に改め、別表第 6 ウの表中「167,900」を「169,400」に、「189,200」を「190,700」に、「242,300」を「242,700」に、「255,700」を「256,100」に、「280,900」を「281,300」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 4 号の改正規定、第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とし、第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に 1 条を加える改正規定、第 3 条の改正規定、第 11 条の改正規定及び第 33 条の改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 から別表第 6 までの規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の育児休業等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 75 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「当該子」の次に「（職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）第 2 条の 2 各号に掲げる者を含む。以下この項及び次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）」を加え、同条第 2 項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、「子」の次に「（職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）第 2 条の 2 各号に掲げる者を含む。以下この項及び次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）」を、「あるのは「」の次に「第 15 条第 1 項に規定する」を加える。

第 8 条の 3 第 4 項中「及び前項」を「から前項まで」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「養育」とあるのは「」の次に「第 15 条第 1 項に規定する」を、「」における」との次に「、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養

育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」とを加える。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。次条第1項において同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、前条第3項の規定を準用する。

第16条第2項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第76号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「393,000」を「394,000」に、「453,000」を「454,000」に改め、同条第2項の表中「327,000」を「328,000」に、「363,000」を「364,000」に、「391,000」を「392,000」に改める。

第6条第3項中「100分の157.5を」を「100分の167.5を」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は平成28年4月1日から、第6条第3項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第77号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「371,000」を「372,000」に、「419,000」を「420,000」に改める。

第10条第2項中「100分の157.5を」を「100分の167.5を」に改め、同条第3項中「100分の157.5とする」を「100分の167.5とする」に改め、同条第4項中「100分の157.5を」を「100分の167.5を」に改める。

別表第1中「149,000」を「150,500」に、「214,000」を「214,400」に、「254,000」を「254,400」に、「273,400」を「273,800」に、「288,500」を「288,900」に、「313,900」を「314,300」に、「355,600」を「356,000」に、「388,700」を「389,100」に、「439,800」を「440,200」に改め、同表備考2中「163,200円」を「164,700円」に、「183,300円」を「184,800円」に改める。

別表第2中「149,700」を「151,200」に、「199,700」を「201,300」に、「282,300」を「282,700」に、「324,700」を「325,100」に、「383,200」を「383,600」に改め、同表備考2中「168,100円」を「169,600円」に改める。

別表第 3 アの表中「253,100」を「255,000」に、「337,400」を「337,800」に、「391,800」を「392,200」に、「464,800」を「465,200」に改め、別表第 3 イの表中「179,200」を「180,700」に、「189,200」を「190,700」に、「242,300」を「242,700」に、「255,700」を「256,100」に、「280,900」を「281,300」に、「321,600」を「322,000」に、「363,800」を「364,200」に改め、同表備考 2 中「208,400円」を「209,900円」に改め、同表備考 3 中「167,900円」を「169,400円」に改め、別表第 3 ウの表中「164,200」を「165,900」に、「203,500」を「205,200」に、「261,400」を「261,800」に、「271,600」を「272,000」に、「287,900」を「288,300」に、「325,000」を「325,400」に改め、同表備考 2 中「212,100円」を「213,800円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第10条の規定を除く。）は平成28年4月1日から、同条の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第78号

紀の国森づくり税条例の一部を改正する条例

紀の国森づくり税条例（平成17年和歌山県条例第138号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成28年度」を「平成33年度」に改める。

第 3 条第 1 項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に、「第52条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号」を「第52条第 2 項第 4 号」に改める。

附則第 3 項中「平成28年度」を「平成33年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第79号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条の表日高港の項の次に次のように加える。

由良港	小型船舶係留施設
-----	----------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 由良港の小型船舶係留施設に係る改正後の和歌山県港湾施設管理条例（以下この項において「新条例」という。）第15条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第14条及び第15条の例により行うことができる。

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第80号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「第37条の3第1項」を「第37条の11第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第81号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第 2 (第 8 条関係)

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	155,200	199,500	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	396,800	471,900

	37	222, 600	277, 500	398, 000	472, 500
	38	224, 400	279, 500	399, 500	
	39	226, 200	281, 400	400, 900	
	40	228, 000	283, 400	402, 300	
	41	229, 700	285, 200	404, 000	
	42	231, 400	287, 600	405, 400	
	43	233, 000	289, 900	406, 700	
	44	234, 600	292, 400	408, 200	
	45	236, 200	294, 500	409, 800	
	46	237, 600	297, 000	411, 100	
	47	238, 900	299, 300	412, 600	
	48	240, 100	302, 000	414, 200	
	49	241, 600	304, 400	415, 900	
	50	243, 100	306, 800	417, 300	
	51	244, 300	309, 300	418, 900	
	52	245, 800	311, 600	420, 400	
	53	247, 000	313, 900	422, 100	
	54	248, 200	316, 100	423, 600	
	55	249, 600	318, 200	425, 200	
	56	250, 700	320, 400	426, 800	
再	57	252, 000	322, 600	428, 300	
	58	253, 100	324, 700	429, 800	
	59	254, 200	326, 900	431, 000	
	60	255, 400	328, 900	432, 200	
任	61	256, 700	331, 000	433, 400	
	62	258, 000	333, 100	434, 700	
	63	259, 400	335, 300	436, 000	
	64	260, 600	337, 500	437, 200	
用	65	261, 900	339, 400	438, 400	
	66	263, 400	341, 600	439, 600	
	67	264, 900	343, 700	440, 800	
	68	266, 600	345, 900	442, 000	
職	69	268, 100	347, 800	443, 200	
	70	269, 500	349, 700	444, 400	
	71	270, 900	351, 800	445, 600	
	72	272, 300	353, 800	446, 800	
員	73	273, 400	355, 500	447, 900	
	74	274, 800	357, 400	448, 500	
	75	276, 200	359, 200	449, 000	
	76	277, 400	361, 100	449, 500	
以	77	278, 800	363, 000	450, 000	
	78	280, 000	364, 700		
	79	281, 200	366, 400		

	80	282,400	368,000	
外	81	283,500	369,500	
	82	284,700	371,000	
	83	285,900	372,500	
	84	287,100	373,900	
の	85	288,300	375,000	
	86	289,400	376,400	
	87	290,500	377,800	
	88	291,700	379,100	
職	89	292,900	380,400	
	90	294,000	381,700	
	91	295,200	382,900	
	92	296,400	384,200	
員	93	297,100	385,500	
	94	298,100	386,600	
	95	299,200	387,900	
	96	300,400	389,100	
	97	301,400	390,500	
	98	302,500	391,500	
	99	303,500	392,600	
	100	304,600	393,600	
	101	305,500	394,500	
	102	306,600	395,500	
	103	307,700	396,600	
	104	308,700	397,700	
	105	309,300	398,400	
	106	310,200	399,300	
	107	311,000	400,200	
	108	311,800	401,100	
	109	312,700	401,900	
	110	313,100	402,800	
	111	313,500	403,600	
	112	314,000	404,400	
	113	314,600	405,000	
	114	315,000	405,700	
	115	315,500	406,400	
	116	316,000	407,100	
	117	316,600	407,700	
	118	317,100	408,200	
	119	317,500	408,600	
	120	318,000	409,000	
	121	318,500	409,400	
	122	318,900	409,700	

	123	319,400	410,000		
	124	319,900	410,200		
	125	320,500	410,400		
	126	320,800	410,700		
	127	321,100	411,000		
	128	321,400	411,200		
	129	321,600	411,400		
	130	321,900	411,700		
	131	322,200	412,000		
	132	322,500	412,200		
	133	322,700	412,400		
	134	322,900	412,700		
	135	323,100	413,000		
	136	323,400	413,200		
	137	323,700	413,400		
	138	323,900	413,700		
	139	324,200	414,000		
	140	324,500	414,200		
	141	324,700	414,400		
	142	324,900	414,700		
	143	325,200	415,000		
	144	325,400	415,200		
	145	325,700	415,400		
	146	325,900			
	147	326,200			
	148	326,500			
	149	326,700			
	150	326,900			
	151	327,200			
	152	327,500			
	153	327,700			
再任用職員		233,200	273,500	330,300	414,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3 (第 8 条関係)

中学校教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	155,200	171,100	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	365,400	447,900

	37	222, 000	249, 800	367, 300	448, 400
	38	223, 700	252, 300	368, 800	
	39	225, 400	254, 800	370, 300	
	40	227, 100	257, 100	371, 900	
	41	228, 700	259, 800	373, 100	
	42	230, 400	262, 200	374, 500	
	43	232, 000	264, 400	375, 900	
	44	233, 600	266, 600	377, 400	
	45	235, 300	268, 800	378, 900	
	46	236, 800	271, 000	380, 500	
	47	238, 200	273, 200	382, 100	
	48	239, 600	275, 200	383, 600	
	49	241, 000	277, 500	385, 000	
	50	242, 400	279, 500	386, 500	
	51	243, 900	281, 400	388, 000	
	52	245, 100	283, 400	389, 400	
	53	246, 200	285, 200	390, 600	
	54	247, 600	287, 600	391, 900	
	55	248, 800	289, 900	393, 000	
	56	250, 000	292, 400	394, 100	
	57	251, 200	294, 500	395, 500	
	58	252, 400	297, 000	396, 700	
	59	253, 500	299, 300	397, 900	
	60	254, 700	302, 000	399, 200	
再	61	256, 100	304, 400	400, 400	
	62	257, 300	306, 800	401, 400	
	63	258, 500	309, 300	402, 800	
	64	259, 400	311, 600	404, 100	
任	65	260, 400	313, 900	405, 300	
	66	261, 800	316, 100	406, 400	
	67	263, 200	318, 200	407, 600	
	68	264, 700	320, 400	408, 700	
用	69	266, 300	322, 600	409, 700	
	70	267, 800	324, 700	410, 900	
	71	269, 300	326, 900	412, 100	
	72	270, 700	328, 900	413, 300	
職	73	271, 800	331, 000	413, 900	
	74	273, 000	333, 100	414, 700	
	75	274, 300	335, 300	415, 400	
	76	275, 500	337, 500	415, 900	
員	77	276, 900	339, 300	416, 200	
	78	278, 000	341, 200	416, 600	
	79	279, 200	343, 100	417, 000	

以 外 の 職 員	80	280,400	344,900	417,400
	81	281,600	346,700	417,700
	82	282,500	348,500	418,100
	83	283,700	350,100	418,500
	84	284,900	351,900	418,800
	85	285,900	353,200	419,100
	86	286,800	354,800	419,500
	87	287,700	356,300	419,900
	88	288,700	357,800	420,200
	89	289,800	359,200	420,500
	90	290,700	360,500	420,800
	91	291,600	361,900	421,100
92	292,500	363,300	421,300	
93	292,900	364,800	421,500	
94	293,600	366,100		
95	294,300	367,400		
96	295,100	368,600		
97	295,900	369,600		
98	296,700	370,600		
99	297,500	371,600		
100	298,200	372,600		
101	299,100	373,500		
102	299,600	374,500		
103	300,100	375,500		
104	300,600	376,500		
105	300,800	377,300		
106	301,200	378,200		
107	301,500	379,100		
108	301,700	380,100		
109	301,900	380,900		
110	302,100	381,900		
111	302,400	382,900		
112	302,700	383,900		
113	302,900	384,500		
114	303,100	385,400		
115	303,300	386,300		
116	303,600	387,200		
117	303,900	388,000		
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		

	123	305,400	392,400		
	124	305,700	393,100		
	125	305,900	393,700		
	126		394,400		
	127		394,900		
	128		395,500		
	129		396,200		
	130		396,800		
	131		397,300		
	132		397,800		
	133		398,100		
	134		398,400		
	135		398,700		
	136		399,000		
	137		399,300		
	138		399,600		
	139		399,900		
	140		400,200		
	141		400,500		
	142		400,800		
	143		401,100		
	144		401,400		
	145		401,600		
	146		401,900		
	147		402,200		
	148		402,400		
	149		402,600		
	150		402,900		
	151		403,200		
	152		403,400		
	153		403,600		
	154		403,900		
	155		404,200		
	156		404,400		
	157		404,600		
再任用職員		224,400	270,300	323,600	404,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第20条第2項の規定を除く。）は平成28年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第82号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	155,200	171,100	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	365,400	447,900

	37	222, 000	249, 800	367, 300	448, 400
	38	223, 700	252, 300	368, 800	
	39	225, 400	254, 800	370, 300	
	40	227, 100	257, 100	371, 900	
	41	228, 700	259, 800	373, 100	
	42	230, 400	262, 200	374, 500	
	43	232, 000	264, 400	375, 900	
	44	233, 600	266, 600	377, 400	
	45	235, 300	268, 800	378, 900	
	46	236, 800	271, 000	380, 500	
	47	238, 200	273, 200	382, 100	
	48	239, 600	275, 200	383, 600	
	49	241, 000	277, 500	385, 000	
	50	242, 400	279, 500	386, 500	
	51	243, 900	281, 400	388, 000	
	52	245, 100	283, 400	389, 400	
	53	246, 200	285, 200	390, 600	
	54	247, 600	287, 600	391, 900	
	55	248, 800	289, 900	393, 000	
	56	250, 000	292, 400	394, 100	
	57	251, 200	294, 500	395, 500	
	58	252, 400	297, 000	396, 700	
	59	253, 500	299, 300	397, 900	
	60	254, 700	302, 000	399, 200	
再	61	256, 100	304, 400	400, 400	
	62	257, 300	306, 800	401, 400	
	63	258, 500	309, 300	402, 800	
	64	259, 400	311, 600	404, 100	
任	65	260, 400	313, 900	405, 300	
	66	261, 800	316, 100	406, 400	
	67	263, 200	318, 200	407, 600	
	68	264, 700	320, 400	408, 700	
用	69	266, 300	322, 600	409, 700	
	70	267, 800	324, 700	410, 900	
	71	269, 300	326, 900	412, 100	
	72	270, 700	328, 900	413, 300	
職	73	271, 800	331, 000	413, 900	
	74	273, 000	333, 100	414, 700	
	75	274, 300	335, 300	415, 400	
	76	275, 500	337, 500	415, 900	
員	77	276, 900	339, 300	416, 200	
	78	278, 000	341, 200	416, 600	
	79	279, 200	343, 100	417, 000	

以 外 の 職 員	80	280,400	344,900	417,400
	81	281,600	346,700	417,700
	82	282,500	348,500	418,100
	83	283,700	350,100	418,500
	84	284,900	351,900	418,800
	85	285,900	353,200	419,100
	86	286,800	354,800	419,500
	87	287,700	356,300	419,900
	88	288,700	357,800	420,200
	89	289,800	359,200	420,500
	90	290,700	360,500	420,800
	91	291,600	361,900	421,100
92	292,500	363,300	421,300	
93	292,900	364,800	421,500	
94	293,600	366,100		
95	294,300	367,400		
96	295,100	368,600		
97	295,900	369,600		
98	296,700	370,600		
99	297,500	371,600		
100	298,200	372,600		
101	299,100	373,500		
102	299,600	374,500		
103	300,100	375,500		
104	300,600	376,500		
105	300,800	377,300		
106	301,200	378,200		
107	301,500	379,100		
108	301,700	380,100		
109	301,900	380,900		
110	302,100	381,900		
111	302,400	382,900		
112	302,700	383,900		
113	302,900	384,500		
114	303,100	385,400		
115	303,300	386,300		
116	303,600	387,200		
117	303,900	388,000		
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		

	123	305,400	392,400		
	124	305,700	393,100		
	125	305,900	393,700		
	126		394,400		
	127		394,900		
	128		395,500		
	129		396,200		
	130		396,800		
	131		397,300		
	132		397,800		
	133		398,100		
	134		398,400		
	135		398,700		
	136		399,000		
	137		399,300		
	138		399,600		
	139		399,900		
	140		400,200		
	141		400,500		
	142		400,800		
	143		401,100		
	144		401,400		
	145		401,600		
	146		401,900		
	147		402,200		
	148		402,400		
	149		402,600		
	150		402,900		
	151		403,200		
	152		403,400		
	153		403,600		
	154		403,900		
	155		404,200		
	156		404,400		
	157		404,600		
再任用職員		224,400	270,300	323,600	404,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	155,200	199,500	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	396,800	471,900

	37	222, 600	277, 500	398, 000	472, 500
	38	224, 400	279, 500	399, 500	
	39	226, 200	281, 400	400, 900	
	40	228, 000	283, 400	402, 300	
	41	229, 700	285, 200	404, 000	
	42	231, 400	287, 600	405, 400	
	43	233, 000	289, 900	406, 700	
	44	234, 600	292, 400	408, 200	
	45	236, 200	294, 500	409, 800	
	46	237, 600	297, 000	411, 100	
	47	238, 900	299, 300	412, 600	
	48	240, 100	302, 000	414, 200	
	49	241, 600	304, 400	415, 900	
	50	243, 100	306, 800	417, 300	
	51	244, 300	309, 300	418, 900	
	52	245, 800	311, 600	420, 400	
	53	247, 000	313, 900	422, 100	
	54	248, 200	316, 100	423, 600	
	55	249, 600	318, 200	425, 200	
	56	250, 700	320, 400	426, 800	
再	57	252, 000	322, 600	428, 300	
	58	253, 100	324, 700	429, 800	
	59	254, 200	326, 900	431, 000	
	60	255, 400	328, 900	432, 200	
任	61	256, 700	331, 000	433, 400	
	62	258, 000	333, 100	434, 700	
	63	259, 400	335, 300	436, 000	
	64	260, 600	337, 500	437, 200	
用	65	261, 900	339, 400	438, 400	
	66	263, 400	341, 600	439, 600	
	67	264, 900	343, 700	440, 800	
	68	266, 600	345, 900	442, 000	
職	69	268, 100	347, 800	443, 200	
	70	269, 500	349, 700	444, 400	
	71	270, 900	351, 800	445, 600	
	72	272, 300	353, 800	446, 800	
員	73	273, 400	355, 500	447, 900	
	74	274, 800	357, 400	448, 500	
	75	276, 200	359, 200	449, 000	
	76	277, 400	361, 100	449, 500	
以	77	278, 800	363, 000	450, 000	
	78	280, 000	364, 700		
	79	281, 200	366, 400		

	80	282,400	368,000	
外	81	283,500	369,500	
	82	284,700	371,000	
	83	285,900	372,500	
	84	287,100	373,900	
の	85	288,300	375,000	
	86	289,400	376,400	
	87	290,500	377,800	
	88	291,700	379,100	
職	89	292,900	380,400	
	90	294,000	381,700	
	91	295,200	382,900	
	92	296,400	384,200	
員	93	297,100	385,500	
	94	298,100	386,600	
	95	299,200	387,900	
	96	300,400	389,100	
	97	301,400	390,500	
	98	302,500	391,500	
	99	303,500	392,600	
	100	304,600	393,600	
	101	305,500	394,500	
	102	306,600	395,500	
	103	307,700	396,600	
	104	308,700	397,700	
	105	309,300	398,400	
	106	310,200	399,300	
	107	311,000	400,200	
	108	311,800	401,100	
	109	312,700	401,900	
	110	313,100	402,800	
	111	313,500	403,600	
	112	314,000	404,400	
	113	314,600	405,000	
	114	315,000	405,700	
	115	315,500	406,400	
	116	316,000	407,100	
	117	316,600	407,700	
	118	317,100	408,200	
	119	317,500	408,600	
	120	318,000	409,000	
	121	318,500	409,400	
	122	318,900	409,700	

	123	319,400	410,000		
	124	319,900	410,200		
	125	320,500	410,400		
	126	320,800	410,700		
	127	321,100	411,000		
	128	321,400	411,200		
	129	321,600	411,400		
	130	321,900	411,700		
	131	322,200	412,000		
	132	322,500	412,200		
	133	322,700	412,400		
	134	322,900	412,700		
	135	323,100	413,000		
	136	323,400	413,200		
	137	323,700	413,400		
	138	323,900	413,700		
	139	324,200	414,000		
	140	324,500	414,200		
	141	324,700	414,400		
	142	324,900	414,700		
	143	325,200	415,000		
	144	325,400	415,200		
	145	325,700	415,400		
	146	325,900			
	147	326,200			
	148	326,500			
	149	326,700			
	150	326,900			
	151	327,200			
	152	327,500			
	153	327,700			
再任用職員		233,200	273,500	330,300	414,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3 (第10条関係)

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500

再	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300
任	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000
用	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300
職	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300
員	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700
以	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600
外	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100
の	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400
職	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300
員	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100

	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600
	86		288,700	324,600	345,500	
	87		288,900	324,800	345,800	
	88		289,100	325,200	346,100	
	89		289,500	325,600	346,500	
	90		289,700	326,000	346,800	
	91		289,900	326,400	347,200	
	92		290,100	326,800	347,500	
	93		290,500	327,100	347,900	
	94		290,700	327,300	348,200	
	95		290,900	327,700	348,500	
	96		291,200	328,000	348,800	
	97		291,600	328,200	349,100	
	98		291,900	328,500	349,500	
	99		292,100	328,800	349,900	
	100		292,400	329,100	350,300	
	101		292,700	329,300	350,800	
	102		292,900	329,600	351,200	
	103		293,100	330,000	351,600	
	104		293,400	330,200	352,000	
	105		293,700	330,300	352,500	
	106			330,600		
	107			331,000		
	108			331,200		
	109			331,400		
	110			331,800		
	111			332,200		
	112			332,600		
	113			332,800		
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第83号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例（昭和31年和歌山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「	和歌山県立紀北工業高等学校	橋本市神野々809	」	を
「	和歌山県立伊都高等学校	橋本市高野口町名古曾558	」	
「	和歌山県立紀北工業高等学校	橋本市神野々809	」	に、

「岩出市高塚155」を「岩出市高塚115」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の表中「岩出市高塚155」を「岩出市高塚115」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第84号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

警 察 官 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800

	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
再	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
任	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
用	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
警	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
察	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
官	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
以	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600		
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900		
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200		
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500		
外	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700		
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000		
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300		

の 警 察 官	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100
	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400
	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700
	85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900
	86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700	
	87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000	
	88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200	
	89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400	424,400
	90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700	
	91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000	
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200		
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400		
94	299,800	323,400	349,800	383,400				
95	300,900	324,800	351,300	384,000	414,900	424,400		
96	302,200	326,100	352,800	384,500				
97	303,300	327,300	354,100	384,900				
98	304,500	328,600	355,300	385,300				
99	305,700	329,900	356,400	385,900				
100	306,900	331,200	357,600	386,400				
101	308,100	332,600	358,700	386,800			414,900	424,400
102	309,100	333,500	359,800	387,300				
103	310,200	334,600	360,900	387,900				
104	311,200	335,800	362,100	388,400				
105	312,000	336,900	363,300	388,700				
106	312,600	338,000	363,800	389,100				
107	313,200	339,000	364,400	389,600				
108	313,900	340,100	365,000	389,900				
109	314,400	341,300	365,600	390,200	414,900	424,400		
110	314,900	342,300	366,100	390,700				
111	315,400	343,300	366,600	391,200				
112	316,000	344,200	367,100	391,700				
113	316,800	345,100	367,500	392,000				
114	317,500	346,000	367,900	392,500				
115	318,200	347,000	368,500	393,000				
116	318,900	348,000	369,000	393,500				
117	319,500	349,000	369,400	393,800			414,900	424,400
118	320,300	349,500	369,900	394,300				
119	321,000	350,100	370,500	394,800				
120	321,800	350,700	371,000	395,300				
121	322,400	351,000	371,100	395,700				
122	322,700	351,400	371,700	396,200				

	123	323, 200	351, 900	372, 200	396, 600					
	124	323, 700	352, 300	372, 600	397, 100					
	125	324, 000	352, 700	373, 100	397, 500					
	126		353, 100	373, 600						
	127		353, 600	374, 100						
	128		354, 000	374, 600						
	129		354, 400	374, 900						
	130		354, 800	375, 400						
	131		355, 200	375, 900						
	132		355, 600	376, 400						
	133	355, 800	376, 700							
	134	356, 300	377, 200							
	135	356, 700	377, 600							
	136	357, 000	378, 000							
	137	357, 300	378, 300							
	138	357, 700	378, 800							
	139	358, 200	379, 300							
	140	358, 700	379, 800							
	141	359, 000	380, 100							
	142	359, 500								
	143	360, 000								
	144	360, 500								
	145	360, 800								
再任用警察官		240, 700	252, 400	256, 500	287, 800	304, 300	318, 400	342, 000	377, 100	408, 700

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 2 の規定は平成28年 4 月 1 日から、改正後の条例第22条第 2 項の規定は同年12月 1 日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第85号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県新宮警察署の項中「新宮市緑ヶ丘三丁目 2 番57号」を「新宮市新宮2330番地の 9」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 8 年 1 2 月 2 7 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第86号

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県警察本部の部設置に関する条例（昭和29年和歌山県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第 2 条警務部の項中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の 1 号を加える。

(20) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第 3 条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 27 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第87号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2第34項第1号の表運転免許試験手数料（法第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者）の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「7,400円」を「7,050円」に改め、同表検査手数料（法第89条第3項の規定による検査（以下この項において「検査」という。）を受けようとする者）の部大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同表再試験手数料（法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者）の部中

「

普通自動車免許に係る再試験	1件につき 1,950円（法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円）
---------------	---

」

を

「

準中型自動車免許に係る再試験	1件につき 2,000円（法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,650円）
普通自動車免許に係る再試験	1件につき 1,950円（法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円）

」

に改め、

は、2,850円)

同表技能検定員審査手数料（法第99条の2第4項第1号イの規定による審査（以下この項において「技能検定員審査」という。）を受けようとする者）の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「23,450円」を「23,100円」に改め、同表教習指導員審査手数料（法第99条の3第4項第1号イの規定による審査（以下この項において「教習指導員審査」という。）を受けようとする者）の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「14,950円」を「14,600円」に改め、同表講習手数料（法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者）の部法第108条の2第1項第4号に掲げる講習の項中

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	1時間につき	4,650円	を
-----------------------	--------	--------	---

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	1時間につき	4,100円	に改め、
準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	1時間につき	3,400円	

同部法第108条の2第1項第10号に掲げる講習の項中

「

普通自動車免許に係る講習	1 時間につき	2,050円
--------------	---------	--------

を

準中型自動車免許に係る講習	1 時間につき	2,150円
普通自動車免許に係る講習	1 時間につき	2,050円

に改め、

同部法第108条の2第1項第12号に掲げる講習の項中

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	1 件につき (当該講習が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,200円)	5,600円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	1 件につき	2,250円

を

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 (法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて	1 件につき	4,650円
--	--------	--------

<p>行うものを除く。)</p>	
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>1 件につき 4,650円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、7,550円）</p>
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>1 件につき 5,650円</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定によ</p>	<p>1 件につき 2,000円</p>

に改め、

り認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1件につき 2,000円 (当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、4,300円)
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	1件につき 2,400円

別表第2第34項第2号の表中欄中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,800円」を「2,450円」に改め、同表備考2中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同項第3号の表中欄中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,850円」を「2,500円」に改め、同表備考2中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

別表第3第15項第2号キ中「オ」を「カ」に、「5,600円」を「4,650円」に改め、「講習が」の次に「法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により」を、「結果」の次に「(認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。)」を加え、「5,200円」を「7,550円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年 3 月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第 2 条第 2 号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの条例による改正後の和歌山県使用料及び手数料条例別表第 2 第34項第 1 号の規定の適用については、同号の表再試験手数料（法第100条の 2 第 1 項の規定による再試験を受けようとする者）の部準中型自動車免許に係る再試験の項中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表講習手数料（法第108条の 2 第 1 項各号に掲げる講習を受けようとする者）の部法第108条の 2 第 1 項10号に掲げる講習の項中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。
 - (1) 改正法附則第 2 条の規定により改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。次項において「新法」という。）第84条第 3 項の準中型自動車免許（次号において「準中型免許」という。）とみなされる改正法による改正前の道路交通法第84条第 3 項の普通自動車免許を受けている者
 - (2) 改正法附則第 5 条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者
- 3 新法第101条第 1 項の更新期間が満了する日（新法第101条の 2 第 1 項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日が改正法の施行の日から起算して 6 月を経過した日前であるものに対する新法第101条の 4 第 1 項の規定により行われる講習に係る講習手数料については、なお従前の例による。